

三重県アルコール健康障害対策推進計画（第 2 期）の策定について

1 計画策定の経緯

この計画は、アルコール健康障害対策基本法第 14 条に基づく「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」であり、三重県におけるアルコール健康障害の防止や早期発見、相談・治療機関の整備、充実を図るために、その方向性を定めるものです。

平成 28 年度に策定し、5 年ごとに改定を行うこととしており、令和 3 年度末をもって期間を終了することから、今年度は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間の期間とする次期計画を策定します。

(年度)									
H29	H30	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
第 1 期計画					第 2 期計画				
				見直し					見直し

※参考 国の「アルコール健康障害対策推進基本計画」策定状況

第 1 期：平成 28 年度～令和 2 年度

第 2 期：令和 3 年度～令和 7 年度（令和 3 年 3 月策定）

2 現行計画の取組状況

現行計画においては、6 つの重点課題について、それぞれにめざす姿を定め、達成すべき数値目標を設定し取組を進めています。

【6 つの重点課題】

1. 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、アルコール健康障害の発生を予防
 - (1) 教育・啓発
 - (2) 不適切な飲酒の防止
2. アルコール健康障害の早期発見・早期介入
 - (1) 早期発見・早期介入のための関係機関の連携
 - (2) 一般医療機関とアルコール依存症の専門医療機関等との連携
 - (3) 相談・支援期間とアルコール依存症の専門医療機関等との連携
3. アルコール依存症当事者、家族等からの相談に応じる体制の整備
 - (1) 地域における相談支援体制の構築と充実
 - (2) 民間団体の活動と連携した相談支援
4. アルコール依存症の治療体制の整備
 - (1) アルコール依存症の治療体制の整備
5. アルコール関連問題に対応できる人材の育成
 - (1) アルコール健康障害の治療やアルコール関連問題に適切に対応できる人材の育成
6. アルコール関連問題に関する調査研究の推進
 - (1) アルコール関連問題に関する調査研究の推進

3 次期計画の概要

第1期における取組の評価や数値目標の達成状況、国の基本計画（第2期）及び現在の三重県のアルコール関連問題を取り巻く状況をふまえて策定します。

4 策定のポイント

- (1) 重点課題3「アルコール依存症当事者、家族等からの相談に応じる体制の整備」及び重点課題4「アルコール依存症の治療体制の整備」について

第1期において、アルコール健康障害に係る地域の相談拠点（9か所）及び県全体の相談拠点（1か所）、依存症専門医療機関（6か所）及び治療拠点機関（専門医療機関のうち2か所）を設置し、相談・治療体制を整備しました。

次期においては、第1期で整備された相談・治療体制について、各機関での役割のさらなる充実を推進します。

また、治療拠点機関を中心とした各関係機関が連携体制を構築することで、アルコール健康障害に関する相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制づくりに取り組みます。

< 具体的取組 >

- ・関係機関の連携会議の設置
- ・治療拠点機関による情報発信、研修の実施
- ・多機関多職種との連携した研修の実施

- (2) 一般医療での早期発見・早期介入、また、専門医療機関での治療から自助グループ等での回復支援に至る連携体制の推進に取り組みます。

5 検討の進め方について

「三重県精神保健福祉審議会アルコール健康障害対策推進部会」において、有識者等から、また、県議会及び県民からも幅広く意見をいただきながら策定を進めます。

6 今後の予定

令和3年	9月	第1回部会開催（骨子案検討）
	10月中旬	医療保健子ども福祉病院常任委員会へ骨子案説明
	10月下旬	第2回部会開催（中間案検討）
	12月中旬	医療保健子ども福祉病院常任委員会へ中間案説明
令和4年	〃	パブリックコメント（～令和4年1月中旬）
	2月上旬	第3回部会開催（最終案検討）
	2月下旬	精神保健福祉審議会（最終案説明）
	3月中旬	医療保健子ども福祉病院常任委員会へ最終案説明
	3月末	計画策定